

## 多光子励起レーザー顕微鏡 利用規約

平成25.11.1 制定

### (目的)

第1条 この規約は、多光子励起レーザー顕微鏡の利用に関し必要な事項を定める。

### (管理者)

第2条 多光子励起レーザー顕微鏡の維持・管理を行うため、共同利用機器部門内規第2条第1項により選任された機器管理者のもと、多光子励起レーザー顕微鏡運営小委員会（以下「小委員会」という。）を定める。

2 前項の選任及び解任は、共同利用機器部門長が行う。

3 小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 共同利用機器部門長
- (2) 機器管理者
- (3) 共同利用機器部門職員
- (4) 機器管理者が指名する者 若干人

### (利用資格)

第3条 多光子励起レーザー顕微鏡を利用できる者は、次の各号を全て満たすものとする。

(1) 医学系研究科，保健学研究科，医学部，医学部附属病院，生体調節研究所，先端科学研究指導者育成ユニット及び理工学研究院（理工学部及び理工学府を含む。）に所属する教職員，学生，研究生等

(2) 利用者として登録された者

(3) レーザー安全講習及び取扱講習を受講した者

2 機器の不適切な利用等があった場合，利用資格を停止する。

### (利用者登録)

第4条 多光子励起レーザー顕微鏡の利用を希望する者は，利用者登録を申請する。

2 利用者登録は，小委員会による議を経て，共同利用機器部門長が承認する。

3 小委員会は，必要に応じて申請者と合議し，機器が適切に使用されるよう努める。

### (利用日時)

第5条 多光子励起レーザー顕微鏡は，小委員会が特に指定した日を除き利用することができる。

2 利用時間は，次のとおりとする。

月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

ただし，小委員会が必要と認めた者については，この限りではない。

(利用者の協力義務)

第6条 利用者は、小委員会の指示に従い、機器の維持管理及び部門の円滑な運営に協力しなければならぬ。

(経費の負担)

第7条 多光子励起レーザー顕微鏡の利用に必要な経費は、原則として利用者が負担する。

(雑 則)

第8条 この利用規約に定めるもののほか、多光子励起レーザー顕微鏡の運営に関し必要な事項は、小委員会が別に定める。

(利用規約の改廃)

第9条 この利用規約の改廃は、共同利用機器部門長が行う。